

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
14	マイナンバーカード関係手続の合理化	総務省	1
2	住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務の拡大	総務省	11
6	セーフティネット保証の認定機関の拡充と事務手続のオンライン化	経済産業省	15
7	認定こども園に係る認可・認定の事前協議廃止及び保育関係施設・事業の変更届出事項を条例等の規定で可能とすること等	内閣府	21
8	公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと	内閣府	26

マイナンバーカード関係手続の合理化

(管理番号15・90・246・280)



総務省

令和4年10月
総務省自治行政局住民制度課
マイナンバー制度支援室

提案番号90 <本人確認の民間委託>

【基本的な考え方】

- マイナンバーカード交付事務は、性質上、大量の個人情報を取り扱うもの。また、一度交付されたマイナンバーカードは行政手続・民間取引における本人確認に利用できるトラスタンカーとなることから、適切な事務処理を厳格に確保することが極めて重要。
- このため、本人確認及び交付・不交付の決定を行う者は、会計年度任用職員も含め地方公務員法（昭和25年法律第261号）による職務上の命令に従う義務や秘密保持義務、懲戒処分や罰則等の規律が直接適用される職員に限定。（戸籍謄抄本の交付や住民票の写しの交付と同様）

<建築確認との比較>

- ・ 指定確認検査機関は、その業務に従事する者に一級建築士試験に合格した者かつ実務経験を有している者のみが受験できる建築基準適合判定資格者検定を課すことなどにより、業務を行う者の信頼性や事務処理の正確性を担保
 - ⇒ マイナンバーカードの交付に係る本人確認について、建築確認の民間委託と同様の制度設計は困難

【今後の対応】

- 本人確認や交付・不交付の決定以外の事務については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。

提案番号15・280 <マイナンバーカード更新手続の非対面化>

【基本的な考え方】

- マイナンバーカードは、行政手続・民間取引の際の本人確認を確実に行うことができるトラストアンカーとなる本人確認書類であるため、18歳以上は10年、18歳未満は5年の有効期間が満了した更新時においては、本人が実在していることや更新後のカードに表示される顔写真の真正性を改めて確実に確認するため、窓口における対面での本人確認を原則必要としている。
- 本人確認をオンラインで実施する場合、顔写真付き本人確認書類の偽造やディープフェイク等によるなりすましの可能性を排除できないことから、対面と比較して同等以上に正確に本人確認をすることは困難。
- 顔認証技術と同時に、顔認証技術への不正な対抗技術についても引き続き注視してまいりたい。

【今後の対応】

- 本人確認や交付・不交付の決定以外の事務については、民間事業者へ委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。
- 電子証明書の発行・更新を可能としている郵便局への事務の委託についても、まずは多くの団体に行っていただけるよう、引き続き日本郵便株式会社とも連携して取り組んでまいりたい。

提案番号246 <電子証明書更新手続の非対面化>

【基本的な考え方】

○ 電子証明書の「更新」は、実態としては、新しい電子証明書の発行。

⇒ 国際的な基準を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現する観点から、対面での本人確認が必要。

- ・ 自身のパソコンやスマートフォン等により、マイナンバーカードへの電子証明書発行・搭載を行おうとした場合、秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上のリスクがある。
- ・ オンラインで本人確認を行った場合、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もある。

<電子証明書のスマホ搭載との比較>

- ・ 電子証明書のスマートフォン搭載は、一定の要件を満たしたスマートフォンのチップ上で公開鍵と秘密鍵の鍵ペアを生成することができることを前提として、秘密鍵をインターネット回線上に流すことなく、セキュアに電子証明書の発行を可能としているもの。
 - ・ マイナンバーカードのICチップに、鍵ペアを生成する機能は実装されていない。
- ⇒ マイナンバーカードに搭載する電子証明書の更新については、スマホ搭載同様の制度設計は困難。

【今後の対応】

- 本人確認や交付・不交付の決定以外の事務については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。
- 電子証明書の発行・更新を可能としている郵便局への事務の委託についても、まずは多くの団体に行っていただけるよう、引き続き日本郵便株式会社とも連携して取り組んでまいりたい。

提案番号246

<署名用電子証明書以外の暗証番号の初期化・再設定の非対面化>

【今後の対応】

- キオスク端末での署名用電子証明書の暗証番号再設定を参考にすると、4桁の暗証番号の再設定を非対面化するためには、
 - ① ICチップに記録された顔写真と本人がスマートフォン等で撮影した顔の照合による認証
 - ② 6～16桁の暗証番号による認証によって本人確認を行うこととなるが、4桁の暗証番号を忘れてしまい再設定が必要となった者が6～16桁の暗証番号を覚えている場合は少ないのではないかと考えられます。
- 上記の方法を採用しない場合においては、認証強度を確保することができる他の方法を考えることができるか、システム開発等に係る費用対効果をどの程度見込むことが可能か、慎重に検討。